意見書第１号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条第２項の規定により，別紙のとおり意見書案を提出する。

令和８年９月25日

提出者　総務文教委員会委員長　　川　原　慎　一

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42(1967)年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46(1971)年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の平和と安全に関する基本方針として、歴代内閣により掲げられてきた。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国である。広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないとの決意を国内外に示し続けることは重要である。

近年、核兵器をめぐる国際情勢は一層厳しさを増している。このような状況にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩んでいく上での基本原則として、将来にわたり堅持されるべきものである。

また、核兵器の使用や拡散を防ぎ、国際社会の平和と安全を確保するためには、我が国が国際的な核軍縮及び核不拡散の取組において、積極的かつ主導的な役割を果たすことが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、被爆地をはじめとする国民の思いを真摯に受け止め、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

１　非核三原則を将来にわたって堅持すること。
２　核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮・核不拡散の取組を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 25 日

鹿児島県阿久根市議会

衆議院議長　　殿
参議院議長　　殿
内閣総理大臣　殿
防衛大臣　　殿
外務大臣　　殿